

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（4）に掲げる事項については、労働金庫連合会に限る。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> | <p>第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三・四 (略)</p> |